

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	R2新宿駅東南口広場昇降設備(1号機)修繕
契約担当官等の氏名並びに所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 東京国道事務所長 福本 充 東京都千代田区九段南1-2-1
契約締結日	令和2年4月24日
契約の相手方の氏名及び住所	セイコーエレベーター(株) 東京都千代田区外神田3-2-14 今井ビル4階
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,098,800
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	非公開
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、新宿駅東南口に設置されているエスカレータのステップチェーンを交換する作業を行うものである。</p> <p>エスカレータなどの昇降設備は、不特定多数の人間が利用する設備であり、不適切な管理により運転中に故障や不具合により緊急停止が発生した場合、人身事故が起きる可能性が非常に高く、常に適切な「運転管理」及び「点検管理」の実施が不可欠である。これらを損なえば管理瑕疵を招く重要な実施事項である。</p> <p>そのため昇降設備の点検を請け負っている業者では、運転管理のための常時運転監視を行うとともに、消耗品や定期的な部品交換などを行う点検管理を実施して、設備を健全に保つための作業を常時行っている。</p> <p>本エスカレータの管理の主体は新宿区が行っており、当該業者は新宿区が発注する点検業務を請け負っている会社であることから、設備の構造及び構成を熟知しているとともに修繕を実施出来る技術を有し、且つ今後の管理を含めた作業の責任を負える唯一の契約対象者である。</p> <p>よって、上記の業者と随意契約を行うものである。</p>
備考	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。